

第8章 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防

第1 基本的な考え方

1 趣旨

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。

2 対策の体系



3 留意点

この鉄道災害対策計画に定めのない事項については第2編「風水害対策計画」による。

第2 鉄道交通の安全確保

◆実施機関 県（土木部）、市町村、鉄道事業者、道路管理者

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、国、県、市町村等は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、国、県、市町村、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第3 災害応急・復旧体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、市町村、鉄道事業者

(1) 関係機関の連携

県は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ、国土交通省、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

(2) 画像情報の収集・伝達システムの整備

県（防災部消防総務課）及び警察本部は、ヘリコプターによる目視又はヘリテレ映像を活用した被害状況等の情報収集に当たり、強風等によりヘリコプターが飛行不能な場合に備えるとともに、より機動的な情報収集を図るため、その他の航空機・車両等の情報収集手段を整備する。

また、総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等においてヘリテレ映像を共有できるよう画像情報伝達体制の整備が図られているが、県、市町村、消防本部等は、職員が情報を活用できるよう情報の収集・伝達体制の一層の整備を推進するとともに、その活用方法の習熟に努める。

(3) 通信体制の整備

県は、各種通信体制について、多様な整備を進め、災害時の通信手段の確保に努める。

また、県、市町村、鉄道事業者及び関係機関等は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

2 災害応急活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者、自衛隊

(1) 職員の体制

県においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

(2) 防災関係機関の連携体制

ア 防災関係機関相互

島根県では、鉄道災害に関して各鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互の連携体制が必要であり、鉄道事業者、県、市町村、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し、連携体制の強化に努める。

イ 警察本部、消防本部、自衛隊

警察本部、消防本部、自衛隊は、各自の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

3 救急・救助、医療救護及び消火活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、地域振興部、健康福祉部）、市町村、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、鉄道事業者

(1) 救急・救助活動

県及び各消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや鉄道災害を想定した救急・救助用資機材等を検証し、必要な整備を進める。

(2) 医療救護活動

ア 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において、鉄道事業者等は、消防本部、医療機関、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会などとの連携を図り、体制の整備に努める。

イ 医薬品、医療用資器材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

(3) 消火活動

消防本部は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

4 緊急輸送活動体制の整備

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）

(1) 交通誘導体制

警察本部は、鉄道災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し(社)島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し、協定の実効性を高める。

島根県地域防災計画(資料編)「災害時における交通誘導及び地域安全の確保の業務に関する協定」

(2) 広報体制

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

第4 防災訓練の実施

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者

県は、鉄道事業者も参加し、警察本部、市町村、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

訓練を実施するに当たっては、鉄道災害及び被害の想定を明らかにし、実施時間を工夫するなど実践的なものにする。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

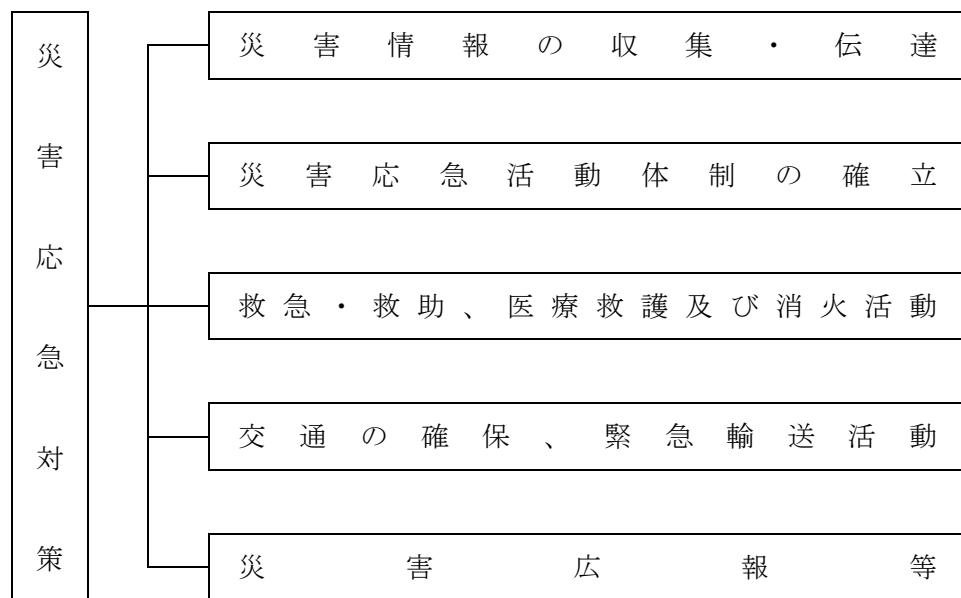
第2節 災害応急対策

第1 基本的な考え方

1 趣旨

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施する。

2 対策の体系



第2 災害情報の収集・伝達

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、警察本部）、鉄道事業者

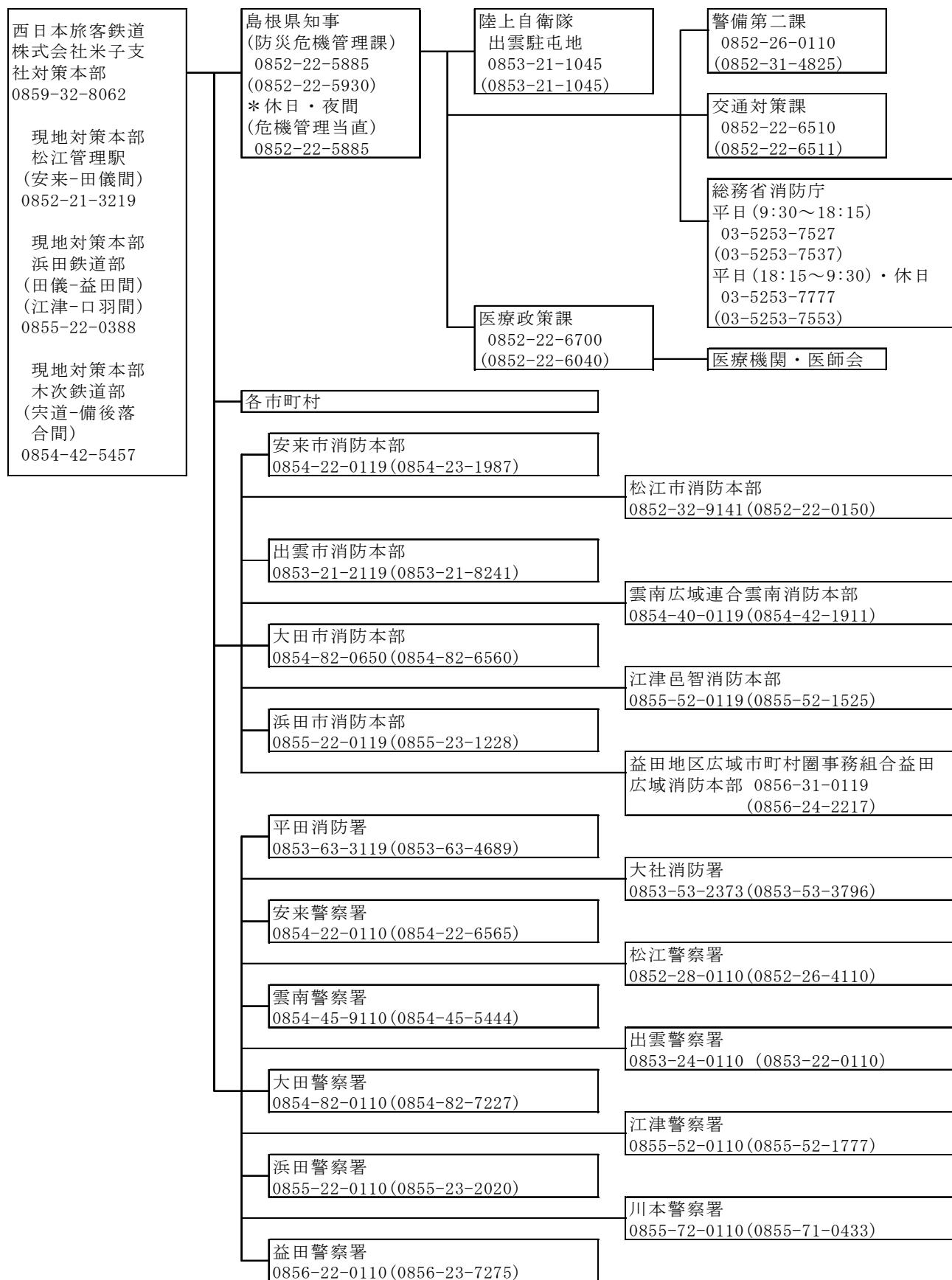
1 情報等の収集・伝達

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報等の連絡を行う。

県は総合防災情報システムのほか、防災行政無線等様々な手段により円滑な情報の伝達に努め、国土交通省等から受け取った情報を速やかに関係市町村、関係機関等へ連絡する。

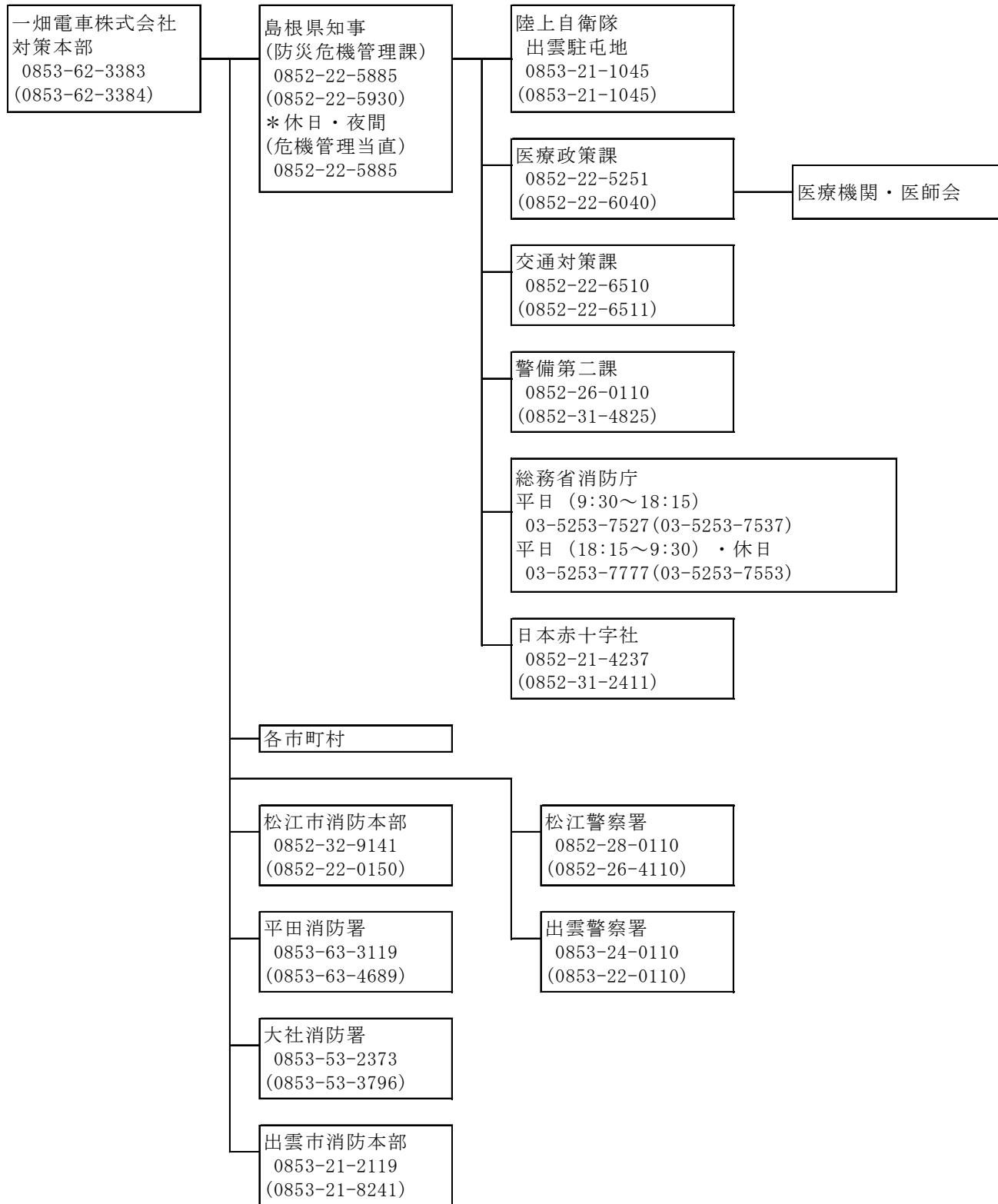
西日本旅客鉄道株式会社及び一畑電車株式会社における情報等の収集・伝達系統図は次のとおりである。

ア 西日本旅客鉄道株式会社ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

イ 一畑電車株式会社ルート



(注) 図中、組織・団体名の下に電話番号及びFAX番号（カッコ内）を明記

2 被害情報等の収集・連絡

(1) 関係省庁等への報告

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。県は、市町村等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

(2) 総合防災情報システムによる伝達

県（地域振興部）は、必要な体制を整備し、交通管理情報について、総合防災情報システムを活用し、迅速な情報伝達に努める。

(3) 航空機、ヘリコプター等による情報収集

自衛隊の航空機等による上空からの目視、県防災ヘリコプターや警察用航空機のヘリコプター、テレビ電送システム等を活用して被害情報等を収集する。

第3 災害応急活動体制の確立

◆実施機関 県（防災部防災危機管理課、地域振興部、土木部、警察本部）、自衛隊

1 基本的事項

大規模な鉄道災害が発生した場合において、県、市町村、防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 県の活動体制

(1) 関係課の事務分掌

鉄道災害に係る主な関係課の分掌事務は、次のとおりとする。

課名	分掌事務
防災危機管理課	<ul style="list-style-type: none">・鉄道災害に関する情報の収集に関すること。・関係市町村等との情報連絡に関すること。・被害状況等の取りまとめに関すること。・関係機関との連絡に関すること。
医療政策課	<ul style="list-style-type: none">・県医師会、日本赤十字社島根県支部等との連絡に関すること。・DMA Tの派遣、医療救護班の編成及び派遣に関すること。・被災者の応急救護に関すること。
警備第二課	<ul style="list-style-type: none">・鉄道災害に係る罹災者の救出・救助に関すること。・現地情報の収集に関すること。

(2) 配備体制

県は、鉄道灾害の状況に応じて、次に掲げるところにより必要な配備体制をとる。

体 制	基 準	体 制 の 決 定		動 員
		本 庁	地 方 機 関	
鉄道灾害対策本部	鉄道灾害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合	1 防災危機管理課長が関係課長と協議した結果を防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する 2 緊急性が高い場合は防災危機管理課長が防災部長に報告し、防災部長が決定し、設置する	1 防災部長が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 及び防災部長の指名する職員
		—	2 支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が必要と認める地区防災委員会の構成機関の長と協議して決定する 3 緊急性が高い場合は支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定する	2 地方機関 防災部長、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員
災害対策本部	災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると知事が認めた場合	1 知事が決定し、設置する 2 防災部長が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する 3 事故対策本部長(防災部長)が関係部長と協議した結果を知事に報告し、知事が決定し、設置する	1 知事が決定し、指示する	1 本庁 次に掲げる課の指名する職員 各部局主管課 消防総務課 防災危機管理課 警察本部警備第二課 及び知事の指名する職員
		—	2 緊急性が高い場合は、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が決定し、直ちに知事に報告する 3 緊急性が高い場合は、地区対策本部長(支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長)が決定し、直ちに知事に報告する	2 地方機関 知事、支庁長、県土整備事務所長又は県央県土整備事務所大田事業所長が指名する地方機関職員

(3) 鉄道災害対策本部及び災害対策本部の設置・運営

ア 鉄道災害対策本部

(ア) 設置の基準

防災部長は、鉄道災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、又は多数の人的被害が発生した場合、鉄道災害対策本部を設置する。

(イ) 廃止の基準

鉄道災害対策本部は、おおむね次の基準により廃止する。

a 発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。

b 応急対策がおおむね終了したと認められるとき。

イ 災害対策本部

知事は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び本部員をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部を設置したときは、島根県災害対策本部室（防災センター室）及び島根県災害対策本部（6階講堂）を設営する。

(4) 広域応援体制

知事は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、広域応援体制を確立する。

(5) 自衛隊の災害派遣要請

知事は、道路災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊災害派遣要請をする。また、海上自衛隊は自衛隊法第83条に基づく空港事務所又は第八管区海上保安本部からの災害派遣要請による活動にも対応する。

第4 救急・救助、医療救護及び消火活動

◆実施機関 県（防災部消防総務課、防災危機管理課、健康福祉部、警察本部）、市町村、消防本部、鉄道事業者、日本赤十字社島根県支部、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、自衛隊

1 救急・救助活動

(1) 道路管理者の体制

各鉄道事業者は、警察本部、市町村、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救急・救助活動を実施する。

(2) 応援要請

県は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ市町村や各防災関係機関単独では対処することが困難と予想される場合、人命又は財産の保護のため、他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2 医療救護活動

県は、市町村及び消防本部、DMA T指定医療機関、島根県医師会、島根県歯科医師会、島根県薬剤師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、鉄道災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて、DMA T及び医療救護班の派遣など迅速かつ適切な医療救護活動を行う。

なお、具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」による。

3 消火活動

(1) 消防本部の体制

各消防本部は鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(2) 鉄道事業者の体制

各鉄道事業者は市町村、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

(3) 他の消防本部に対する応援要請

ア 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する市町村等の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、被災市町村・消防一部事務組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

島根県地域防災計画（資料編）「島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定」参照。

イ 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、鉄道災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第5 交通の確保、緊急輸送活動

◆実施機関 県（地域振興部、土木部、警察本部）、鉄道事業者

1 基本的事項

鉄道災害発生時は、事故の発生時刻・発生場所等の状況等によっては救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2 交通規制の実施

◆実施機関 県（地域振興部、土木部、警察本部）、道路管理者

(1) 交通規制の実施方法

警察本部は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行う。

(2) 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

第6 災害広報等

1 基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、県、市町村、消防本部を中心に、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2 災害広報の実施

◆実施機関 県（政策企画局広聴広報課、防災部防災危機管理課）、市町村、消防本部、鉄道事業者、報道機関

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

県は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、県及び市町村、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあう。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

◆実施機関 鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。

なお、鉄道事業者は、可能な限り、復旧予定期を明確化するよう努める。